

受講にあたっての留意点に関する規定

—主婦連合会—

2011年1月20日

応募者は以下の諸点について確認し、これら諸点について全て了承したうえで受講応募申請を行う。

1. 遵守事項

受講にあたっては受講証を常時携帯し、次の諸点を遵守する。これらに違反する行為があった場合にはその科目の受講を取り消すとともに以降の受講科目応募申請を認めない。

また違反行為によって生じる損害や賠償などの全ての責任は当該受講者に帰するものとし、主婦連合会や知の市場事務局、開講機関、連携機関、講師など知の市場にかかるいかなる機関や個人も一切その責任を負わない。

- ① 構内では知の市場の受講以外の行為は一切禁止する。
- ② 講義室内での飲食は禁止する。
- ③ 構内での喫煙は禁止する。
- ④ 講義室内での携帯電話の使用は禁止する。
- ⑤ 講師、受講者及びスライドなどの撮影は禁止する。
- ⑥ 自分の出したごみは持ち帰る。
- ⑦ 地震、火災などの緊急時には、それぞれ自己の責任で対応する。事前に避難場所などの確認をしておく。

2. 休講

1) 交通機関の運休に伴う休講

次のいずれかの場合には休講とする。

ただし、首都圏のJR線の部分ストライキ（拠点ストライキ）等による運休の場合は平常どおり授業を行う。

- ① 首都圏のJR線が運休
- ② 地下鉄丸ノ内線・有楽町線あるいは副都心線と都営交通とが同時に運休

休講の判断を行う対象時刻は以下の通りとする。

- | | |
|------------------|----------------------|
| 平日の授業（18：30～） | ： 16：00の時点で運行していない場合 |
| 土曜日午前の授業（10：00～） | ： 7：30の時点で運行していない場合 |
| 土曜日午後の授業（14：00～） | ： 11：30の時点で運行していない場合 |

2) 台風などによる気象警報の発表に伴う休講

台風などにより、気象庁から東京23区西部に「暴風警報」が発令された場合には休講とする。

暴風警報の発令状況については、気象庁のホームページやテレビ、ラジオ等で確認する。

休講の判断を行う対象時刻は以下の通りとする。

- | | |
|------------------|----------------------|
| 平日の授業（18：30～） | ： 16：00の時点で発令中の場合は休講 |
| 土曜日午前の授業（10：00～） | ： 7：30の時点で発令中の場合は休講 |
| 土曜日午後の授業（14：00～） | ： 11：30の時点で発令中の場合は休講 |

3) 新型インフルエンザ等に係る休講

次のいずれかの場合には休講となる可能性がある。

- ① 開講機関の方針

- ② 講師又は講師が所属する機関が休講の方針を出した場合
- ③ 行政機関から何らかの通知があった場合

3. 補講等

休講となった授業に関して補講を実施するか否かの決定及び補講を実施する場合の日時や場所などについては、開講機関：主婦連合会のホームページの知の市場共通受講システムに掲載する。